

【別紙】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る質問票

令和3年度報酬改定に係る質問内容について、サービス名等を選択の上、入力してください。(選択項目は「リスト」シート参照)					
No.	サービス名を選択↓	横断的事項の場合は、事項を選択↓	内容(自由記載)	回答	根拠資料
1	15.就労移行支援	8.人員基準における両立支援への配慮等	人員基準の柔軟化として今回、就労支援員は常勤換算法で利用者の数を15で除した数以上となっています。当事業所はA型事業およびB型事業、移行支援の多機能型ではありますがA型B型での職業指導員または生活支援員が就労支援員との兼務は可能という解釈でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。常勤要件が外れたことにより、他事業における職務に就くことが可能です。(勤務時間数は、それぞれ分けることとなります)	
2	17.就労継続支援A型	13.その他	「スコア方式による評価内容の公表の義務付け(運営基準の見直し)」に関し、次について御教示下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価内容の公表については、運営規程の改正が必要なのか</li> <li>○ 公表については、「インターネットの利用その他の方法」とあるが、WAMNETによる公表は可能か</li> </ul>	評価内容の公表については、運営規程への記載について言及されていないため、改正は不要です。WAMNETに関しては、今年度公表可能となる改修予定はないようです。	
3	17.就労継続支援A型	13.その他	報酬算定の概要、別紙第4(P138～)「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式」の評価方法Ⅲ 多様な働き方の評価要素 ⑧「従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇取得」については、一般的に、従業者に付与されている年次有給休暇を取得すると考えられる。この項目は、別途、年次有給の取得に関し、就業規則等に何らかの規定を必要とするものなのかご教示ください。	当該内容については、「利用者」に対して傷病休暇制度を定めているか否かの判断になることから、利用者に対し、業務外の事由によって長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等のために休業を取得できる制度(傷病休暇制度)について定めている必要があります。また、その内容については、休暇制度、療養中・療養後の短時間勤務制度、執行年休積立制度等を定めている必要があります。詳しくは、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」をご参照ください。	「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」
4	17.就労継続支援A型	13.その他	報酬算定の概要、別紙第4(P138～)「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式」の評価方法Ⅳ 支援力向上の評価要素 令和3年度については、令和2年度の実績で評価することとされていますが、コロナ禍で多くの研修が中止や延期、リモートとされ、平成30年度や令和元年度に比べると、参加したくても出来なかった特別な状況を踏まえ、「Ⅰ 労働時間」や「Ⅱ 生産活動」の評価と同じく、平成30年度、令和元年度の実績で評価することはできないか、ご教示ください。	支援力向上の評価項目については、特例措置はありません。詳しくは、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」をご参照ください。	「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf</a>
5	17.就労継続支援A型	13.その他	報酬算定の概要、別紙第4(P138～)「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式」の評価方法Ⅳ 支援力向上の評価要素 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備は、それぞれの事業所が整備していることは少なく、多くは事業所が所属する法人が定めていると思われまます。したがって、事業所が所属する法人が整備していればよいとの認識でよろしいのでしょうか。	法人で全事業所共通の考え方にに基づき一律に定めているものであっても問題ありません。ただし、当該制度の対象とする職員の業績、能力、行動等についての客観的な評価基準や昇給条件が明文化されているとともに、当該事業所の全職員に対して周知され、かつ、当該制度が前年度において運用されている必要があります。詳しくは、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」をご参照ください。	「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf</a>
6	17.就労継続支援A型	13.その他	報酬算定の概要、別紙第4(P138～)「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式」の評価方法Ⅴ 地域連携活動の評価要素 施設外就労による地域で働く場の確保等、地域と連携した取組みに関して、当事業所においては、企業との提携ではなく、農家様個人と契約し農作業や除草作業を請負っています。ここで示されている企業とは、個人も含んだものとして理解してよろしいのでしょうか。また、その報告書は、事業所が市へ提出している「施設外就労実施報告書」とは別に、連携先の意見や評価が記載できる様式を新たに定め、事業所において所持しておくことを求めているのか、また、その場合、報告書の様式は、今後、別途示されるものなのか、ご教示ください。	ここで示されている企業とは個人事業主であれば含まれません。施設外就労の内容が、厚生労働省が示す地域連携活動の内容と似通ったものであれば認められます、ご確認ください。報告書については、市へ提出されている「施設外就労実施報告書」ではなく、様式が定められておりますので、右記通知文をご確認ください。詳しくは、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」をご参照ください。	「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項通知(障発0330第5号)」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf</a> <b>【別紙】公表様式・地域連携活動報告書</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html</a>
7	18.就労継続支援B型	7.身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための指針とは、具体的にどのようなことなのか、御教示下さい。	指針には、施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方、職員研修や施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の項目を含めて作成してください。作成にあたっては、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考にしてください。	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf</a>

8	23.児童発達支援		専門的支援加算における保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者とは、病院内託児所での保育士経験は認められるのか。認可外では実務として認められないのか	病院内託児所のうち、認可外保育施設については、児童福祉事業に該当しないため、当該施設における実務経験は認められません。ただし、市町村による認可事業(地域型保育事業)として認められている事業所内保育施設等であれば、認められます。	
9	23.児童発達支援 25.放課後等デイサービス	13.その他	対象者及び通所給付決定保護者への通知等について 対象者及び通所給付決定保護者に対し利用事業所からの案内・通知は必要と考えていますが、佐世保市から全対象者及び通所給付決定保護者に対し案内・通知を行う予定はあるのでしょうか	佐世保市から全対象者に対して案内・通知は行いませんので、事業所より対象となる児童及び保護者へ案内をお願いします。案内の際は、令和3年3月29日付の通知において説明資料を添付しておりますのでご活用ください。	
10	23.児童発達支援 25.放課後等デイサービス	13.その他	医師が判定する新判定スコア取得に係る費用及び所定様式等について ①新判定を医師に依頼する際の診察料・文書代などの費用はどの程度で、誰がその費用を負担するものと想定されているのでしょうか ②所定の様式については、利用者やご家族が準備して持参することが難しいケースが多いかと思われます。様式については、佐世保市から医療機関へ連絡して配布する形になるのでしょうか。	①費用については保護者負担となります。金額は病院へお尋ねください。 ②様式については、病院へ配布は行っていません。市のホームページへ掲載及び通所支援事業所へメールにて送付しておりますので、ご準備いただき受信の際に病院へお持ちください。	
11	23.児童発達支援 25.放課後等デイサービス	13.その他	新判定スコアの提出期限について 「医療的ケアの対象児が通所している場合は、可能な限り令和3年6月ごろまでに新判定スコアの提出をお願いします」との記載がありますが、新判定スコアの提出が令和3年6月になった場合、令和3年4月分から遡及請求できるのでしょうか。	厚生労働省から、新判定スコアの提出後からの回答がありましたので、新スコアの提出があった月から新スコアにあった請求ができます。	
12	25.放課後等デイサービス		医ケア児を受け入れる際の看護職員配置は、その提供を行う時間帯を通じて置く場合には、保育士が1人配置されていれば、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる＝基準に置くことができるとの解釈でよいか。 また、当日その医ケア児が体調不良で利用できなかった場合でも、児童指導員又は保育士の合計数に含めることはできるのか	お見込みのとおりです。 ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を児童指導員等として計上することはできませんのでご留意下さい。 医ケア児が利用できなかった場合でも、サービス提供時間を通じて、配置されるのであれば合計数に含めて差し支えありません。 また、基準の児童指導員等の員数に看護職員を加える場合、半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある点にもご留意ください。	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(P.57) 令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について(令和3年3月23日事務連絡)(P.8)
13	25.放課後等デイサービス	13.その他	ダウンロードした書式の中に、別紙12 保育職員加配加算に関する届出書がありますが、どの加算に該当する書式ですか？別紙4の児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書と別に出すものなのか、それとも、また、別の加算に必要な提出書類なのでしょうか？	「医療型児童発達支援」における「保育職員加配加算」の届出に必要な書類であり、「放課後等デイサービス」にかかる加算届に使用する届出書類ではありません。	
14	25.放課後等デイサービス	13.その他	別紙PDFにて黄色の着色部分については今回の提出要件に該当する場合は提出という見解でよろしいでしょうか？黄色着色以外は、変更がなければ提出不要としてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
15	25.放課後等デイサービス	13.その他	別紙PDF放課後等デイサービス(6)送迎加算の欄で加算の概要等においては、【障害児(重症心身障害児を除く)に対して行う場合】と表記してありますが、必要書類のところには、送迎加算に関する届出書(重症心身障害児)と表記されています。そのように理解したら良いですか？当方、医療的ケア区分に該当する利用者はいないので提出の必要はないかと思いますが、概要等の重症心身障害児を除くの標記があり確認です。	お見込みのとおりです。重症心身障害児の利用がない場合は、届出は不要です。	
16	27.保育所等訪問支援	13.その他	厚生労働省から通知の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1の問71(訪問支援員特別加算)の専門職員に該当する専門職員以外の従業者について証明書や資格書等はどのようなのでしょうか？現在当社においては、5年以上の保育士を2名を専門職員として届出しており、その他の訪問支援員として教職員免許保持者(児童福祉勤務3年5ヵ月)保育士(児童福祉勤務3年5ヵ月)のスタッフが訪問を実施しておりますが対象になるのかどうかの確認はどのようにするのでしょうか？	別紙13「訪問支援員特別体制加算に関する届出書」に、訪問支援に携わる職員としてご記入ください。	

17	27.保育所等訪問支援	13.その他	別紙PDFにて黄色の着色部分については、今回の提出要件に保育所等訪問が一覧にないのですが、改めて提出する必要があるのではないものとして理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、現在算定している加算等に変更がある場合は、届出が必要です。	
18	19.計画相談支援		集中支援加算について 説明文に利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族と面談を行った場合と記されているが、利用者が一人暮らしの場合で家族の同席が無理な場合は利用者だけの面談で算定が可能なのか。	算定の要件として「利用者や家族の会議への参加」とありますので、ご家族の参加も可能な限りお願いします。しかし、各自状況は異なると思われるので、個別にご判断ください。	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(令和3年4月8日) 問36 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000766855.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000766855.pdf</a>
19	19.計画相談支援		初回加算について ①令和3年度4月からの見直しだが、4月からの契約した日となるのか。それとも令和2年度の1～3月の契約した日から数えて3ヶ月目や4ヶ月目として良いのか。 ②加算請求は受給者証が発行されて後の初回時の請求で良いのか。 ※算定の方法の具体例を上げて説明をお願いしたい。	①令和3年4月以前の契約分においても対象になりますが、初回加算の算定ができるのは令和3年4月以降のみとなります。 ②お見込みのとおりです。	
20	20.障害児相談支援		個別サポート加算について ①対象児の判定についての指標等はどうなるのか。 ②個別サポート加算(Ⅱ)の要保護または要支援児童が対象となっているが、判断はどこが行うのか。相談支援の方で何か記載等が必要なのか。	個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)については、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所宛に別途通知文を発出しますのでそちらをご確認ください。	
21	19.計画相談支援		機能強化型サービス費Ⅰについて 機能強化型サービス費Ⅰの要件の一つに「当該指定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している」とありますが、機能強化型サービス費Ⅰの算定を始めた月移行の記録の作成について、今年度新規で採用した相談支援専門員がいない場合は、『研修実施状況記録・研修実施計画書』の作成、保管は不要と考えて良いのでしょうか。 当相談支援事業所で配置している相談支援専門員は全員現任研修を終了しています。	今年度新規で採用した相談支援専門員がいない場合、『研修実施状況記録』の作成・保管はできませんが、今後新規採用した際の『研修実施計画書』は事前に作成できるものであるため、『研修実施計画書』の作成・保管については必要です。	
22	20.障害児相談支援				